

令和4年3月7日
神奈川県剣道連盟

第77回国民体育大会剣道競技神奈川県予選会 成年男子・成年女子 実施要項

1. 主催 : 神奈川県剣道連盟
2. 日時 : 令和4年5月7日(土) 受付9:00~9:30 開会式10:00
※受付で県立武道館利用申告書を提出してください。
※受付終了後、竹刀の目視点検を実施します。
3. 会場 : 神奈川県立武道館 横浜市港北区岸根町725
4. 参加資格 :
 - (1) 神奈川県剣道連盟の登録会員で、下記(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する者。
 - (ア) 居住地を示す現住所が神奈川である者。
 - ①神奈川県内に当該年の4月30日以前から住んでいて ②なおかつ、4月30日以前から神奈川県に住民票があること。
 - ③さらに4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、この2つの条件を満たしていること。
 - (イ) 勤務地が神奈川である者。

当該年の4月30日以前から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地が神奈川であること。
 - (ウ) ふるさと選手制度を活用する者。

「ふるさと選手制度」は、卒業小学校、卒業中学校または、卒業高等学校のいずれかの所在地が神奈川であること。予選会参加前に手続きを終えていること。

※ふるさと選手に該当する者（神奈川県内の小学校、中学校、又は高等学校を卒業し、現在県外在住（県外に住民登録）の大学生、又は社会人）は、日本スポーツ協会への登録が必要となりますので、神奈川県剣道連盟へお問い合わせください。
 - (2) 本予選会に参加した者は、他の都道府県の予選会に参加することはできない。
 - (3) 年齢基準は令和4年4月1日現在

※ 国体参加資格の詳細は下記の日本スポーツ協会のHPを参照ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid191.html>

5. 資格基準 :
 - (1) 成年男子
 - 先鋒 : 平成9年4月2日以降~平成16年4月1日までに生まれた者
 - 次鋒 : 昭和62年4月2日以降~平成9年4月1日までに生まれた者
 - 中堅 : 昭和52年4月2日以降~昭和62年4月1日までに生まれた者
 - 副将 : 昭和42年4月2日以降~昭和52年4月1日までに生まれた者
 - 大将 : 昭和42年4月1日以前に生まれた者で、日本スポーツ協会指導者制度に基づく公認剣道コーチ1、公認剣道コーチ2のいずれかの資格を有する者の中から、県剣道連盟が推薦する
 - (2) 成年女子
 - 先鋒 : 平成4年4月2日以降~平成16年4月1日までに生まれた者
 - 中堅 : 昭和57年4月2日以降~平成4年4月1日までに生まれた者
 - 大将 : 昭和57年4月1日以前に生まれた者で、日本スポーツ協会指導者制度に基づく公認剣道コーチ1、公認剣道コーチ2のいずれかの資格を有する者

6. 試合・審判規則および試合方法：

- (1) 全日本剣道連盟剣道試合・審判規則と同細則、および主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインに記載の試合方法による。
- (2) 試合方法は、トーナメント戦またはリーグ戦とする。
- (3) 試合の組合せは、試合当日、出場選手による抽選により決定する。
- (4) 試合は3本勝負、試合時間は成年男子・女子共、5分とする。
 - ・トーナメント戦の場合、試合時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行い、先に一本取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってから試合時間は3分区切りで行い、延長3回につき5分の休息をとる。
 - ・リーグ戦の場合、時間内に勝敗が決まらない場合は引分けとし、勝ち数、分け数、取得本数の順により勝者を決定する。同数の場合は、1本勝負により勝者を決定する。試合時間は3分区切りで行い、延長3回につき5分の休息をとる。

※ 状況により、試合時間及び、時間内に勝負が決しない場合の勝敗の決定方法が変更になる場合があります。

* 試合中は**面マスク、シールドを必ず着用**してください。

(面マスクは口と鼻を確実に覆うものとする。シールドは口元を覆うものとし、形状の指定はしない。)

* 試合中以外の場合も市販マスク又は面マスクを必ず着用してください。

7. 剣道用具の取り扱いについて

本予選会における、剣道用具の取り扱いについては、安全性・公平性の観点から以下のとおりとする。

- (1) 竹刀については次の事項を遵守すること。
 - 竹刀の長さ(全長・先革長)、重さ、太さ(先革先端対辺直径値および先端より8cmのちくとう部対角直径値)は、表1、表2 および図のとおりとする。
 - ピース(四つ割り竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状の変更したものの使用は認めない。
- (2) 小手については次の事項を遵守すること。
 - 小手は、こぶしと前腕(肘から手首の最長部)の1/2以上を保護し、安全性を保つため小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力がある。
 - 小手ぶとん部のえぐり(クリ)の深さについては小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5cm以内である。
- (3) 面については次の事項を遵守すること。
 - 面ぶとんは安全性を保つため、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。
- (4) 剣道着については次の事項を遵守すること。
 - 剣道着の袖は、安全性を保つため、肘関節を保護する長さを確保すること。(構えたときに肘関節が隠れること)

表1 竹刀の基準 (一刀の場合)

| | 長さ (全長) | 重さ | 太さ | |
|----|--------------|----------|------------|------------|
| | | | 先端部最小直径 | ちくとう最小直径 |
| 男性 | 120センチメートル以下 | 510グラム以上 | 26ミリメートル以上 | 21ミリメートル以上 |
| 女性 | | 440グラム以上 | 25ミリメートル以上 | 20ミリメートル以上 |

表2 竹刀の基準 (二刀の場合)

| | 長さ (全長) | 重さ | 太さ | |
|----|--------------|------------|------------|------------|
| | | | 先端部最小直径 | ちくとう最小直径 |
| 男性 | 114センチメートル以下 | 440グラム以上 | 25ミリメートル以上 | 20ミリメートル以上 |
| | | 280～300グラム | 24ミリメートル以上 | 19ミリメートル以上 |
| 女性 | 62センチメートル以下 | 400グラム以上 | 24ミリメートル以上 | 19ミリメートル以上 |
| | | 250～280グラム | 24ミリメートル以上 | 19ミリメートル以上 |

